



熊本県公報

第 1 1 8 6 5 号

平成 21 年 12 月 8 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	(〃) 2
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援総室) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○道路の区域変更	(〃) 3
○道路の供用開始	(〃) 3
公 告	
○県有財産の売却	(管財課) 3
○換地計画の適否決定	(農村整備課) 4
○換地計画の決定	(〃) 5
○県有財産の売却	(管財課) 5
○県有財産の売却	(〃) 6
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画・技術管理課) 7
○管理規程変更認可	(〃) 7
登 載 依 頼	
○熊本県社会福祉部会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の開催	(高齢者支援総室) 7
○公示送達	(収用委員会) 7
○公示送達	(〃) 8
○犯罪被害者等早期援助団体の名称変更	(警察本部広報県民課) 9

告 示

熊本県告示第 1 0 7 9 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 1 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字穴ノ迫 3 4 1 3 番、3 4 1 4 番 1、3 4 1 4 番 3、3 4 2 2 番、3 4 2 6 番、3 4 2 7 番、3 4 2 9 番 1、3 4 2 9 番 2、3 4 3 0 番、3 4 3 2 番 2、3 4 4 4 番から 3 4 4 6 番まで、字尾路ノ久保 3 4 5 4 番 1、3 4 5 4 番 2、3 4 6 0 番 1、3 4 6 0 番 3、3 4 6 0 番 5、3 4 6 2 番から 3 4 6 4 番まで、3 4 6 7 番から 3 4 6 9 番まで、3 4 6 9 番 2、3 4 7 0 番、3 4 7 3 番、3 4 7 4 番 1、3 4 7 4 番 2、3 4 7 6 番、3 4 7 7 番、3 4 7 9 番 1、3 4 7 9 番 3、3 4 8 0 番 2、3 4 8 1 番 1、3 4 8 2 番 1 から 3 4 8 2 番 3 まで、3 4 8 3 番、3 4 8 5 番、3 4 8 5 番 2、3 4 8 6 番から 3 4 8 8 番まで、3 4 8 9 番 2、3 4 9 0 番、字上ノ木場 3 4 9 6 番から 3 4 9 8 番まで、3 5 0 0 番、3 5 0 9 番、3 5 3 2 番、字新造平 3 6 8 0 番、3 6 8 1 番、3 6 8 2 番 2、3 6 8 4 番から 3 6 8 6 番まで、3 6 9 1 番、3 6 9 2 番、3 6 9 6 番、3 7 2 5 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字穴ノ迫 3 4 4 4 番、3 4 4 5 番、字尾路ノ久保 3 4 6 0 番 1・3 4 6 0 番 3・3 4 6 0 番 5・3 4 6 4 番・3 4 8 8 番（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1080号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年12月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町中字北亀ノ迫8830番
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1081号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成21年12月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
みこころ居宅介護支援事業所	社会福祉法人聖嬰会	平成21年12月1日

熊本県告示第1082号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年12月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
茶話本舗デイサービス清水本町 熊本市清水本町4番1号	株式会社ウッドランドパス	平成21年12月1日

熊本県告示第1083号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年12月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ陳林 420番1地先から 同村大字両併字井川上 169番地先まで	前	5.6 ～ 19.6	720.1	単道改 (バイパス発生)
			後	11.3 ～ 41.0		
					5.6 ～ 19.6	

一般県道	稲生野甲 佐線	上益城郡山都町御所字堂園 495番4地先から 同所 495番5地先まで	前	3.5 ～ 8.7	141.6	単防災 (自) (改築 による 拡幅及 び法面 保護)
			後	5.9 ～ 28.0		

2 区域を変更する期日 平成21年12月8日

熊本県告示第1084号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年12月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	熊本空港 線	熊本市画図東二丁目 512番36地先から 同市下江津五丁目 142番2地先まで	前	6.0 ～ 37.6	2,741. 8	旧道移 管
				9.0 ～ 43.0	3,199. 7	
			後	9.0 ～ 43.0	3,199. 7	

2 区域を変更する期日 平成21年12月8日

熊本県告示第1085号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年12月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	黒木鹿北線	山鹿市鹿北町岩野字柚木谷 2357番7地先から 同所 2357番1地先まで	57.0	緊道整 (バイ パスの 一部区 間)

2 供用を開始する期日 平成21年12月8日

公 告

熊本県公告第648号

県有財産を次のとおり売却する。

平成21年12月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 物件の表示

所在 熊本市水前寺一丁目204番

(1) 土地 地目 宅地

- (2) 建物 地積 292.40平方メートル (公簿・実測)
種類 寄宿舍
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
床面積 603.06平方メートル
- 最低売却価格 17,000,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所
平成22年1月28日(木)午前10時30分
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館801会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 現地建物開放日
平成22年1月7日(木)午後1時から午後4時まで
- 7 入札参加申込書
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成22年1月21日(木)午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着のこと)
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 8 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 9 契約締結期限
平成22年2月12日(金)午後5時
- 10 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 11 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
(2) 契約締結場所 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第649号

南谷地区土地改良事業共同施行 施行委員長宮崎法大から認可の申請があった南谷地区の換地計画については、平成21年11月30日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。
関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成21年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成21年12月9日から
平成22年1月13日まで
- 2 縦覧の場所 植木町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地等明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第650号

県営赤仁田地区土地改良事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができ、

平成21年12月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧の期間 平成21年12月9日から平成22年1月13日まで
- 2 縦覧の場所 玉名市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第651号

県有財産を次のとおり売却する。

平成21年12月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 物件の表示
所在地 熊本市月出一丁目2695番5
土地 地目 宅地
地積 1,007.77平方メートル(公簿・実測)
最低売却価格 88,600,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所
平成22年1月27日(水) 午前10時
熊本県庁行政棟本館2階 出納局会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成22年1月20日(水) 午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着のこと)
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約・覚書締結期限
平成22年2月9日(火) 午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
 - (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
 - (2) 契約・覚書締結場所 別途指定する。
 - (3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
 - (4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第652号

県有財産を次のとおり売却する。
平成21年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 物件の表示

所在 上天草市松島町教良木字中原3195番1
 (1) 土地 地目 宅地 地積 958.25平方メートル (公簿・実測)
 (2) 建物 種類 共同住宅
 構造 コンクリートブロック造瓦葺平家建
 床面積 102.10平方メートル
 種類 共同住宅
 構造 コンクリートブロック造瓦葺平家建
 床面積 102.10平方メートル
 種類 物置
 構造 軽量鉄骨造スレート葺平家建
 床面積 7.20平方メートル
 種類 物置
 構造 軽量鉄骨造スレート葺平家建
 床面積 7.20平方メートル

最低売却価格 2,710,000円

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者

3 入札参加要領・契約条項を示す場所

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122

4 入札期日及び場所

平成22年2月5日(金) 午前11時
上天草市松島町合津3538番3 上天草市役所松島庁舎3階大会議室

5 開札期日 入札終了後即時

6 現地建物開放日

平成22年1月14日(木) 午後1時から午後3時まで

7 入札参加申込書

この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。

提出方法 持参又は郵送による。

提出期限 平成22年1月29日(金) 午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着のこと)

提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

9 契約締結期限

平成22年2月19日(金) 午後5時

10 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

11 その他

- (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
- (2) 契約締結場所 別途指定する。
- (3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
- (4) 問い合わせ先 熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第653号

菊池市に事務所を置く旭志村土地改良区理事長石井光幸から平成21年11月9日付けで申請のあった定款変更については、平成21年11月30日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成21年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第654号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区理事長浦田勝から申請のあった白石頭首工管理規程の変更については、平成21年12月1日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第4項の規定により公告する。

平成21年12月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼**熊本県社会福祉審議会公告第1号**

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

平成21年12月8日

熊本県健康福祉部高齢者支援総室長

- 1 開催日時
平成21年12月10日（木） 午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県庁 AV会議室
- 3 議題（予定）
 - (1) 第3期熊本県高齢者がやきプランの評価について
 - (2) くまもと・健やか・長寿プラン策定後の取り組みについて
 - (3) 経済危機対策について
 - ① 介護基盤の緊急整備
 - ② 介護職員処遇改善交付金
 - ③ その他
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、午後2時30分から午後3時まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができきる。
 - (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部高齢者支援総室総務・企画班）（電話：096-333-2215）

熊本県収用委員会公告第8号

公 示 送 達

熊本県葦北郡芦北町大字花岡字宇土138番57、熊本県葦北郡芦北町大字花岡字古東泉寺236番5の土地所有者

- (1) 登記名義人（亡）井上サツの法定相続人
氏名不詳（持分155分の1）
存否不明
- (2) 西福次（持分155分の1）
存否不明
- (3) 城戸敏之（持分155分の1）
居所不明
- (4) 前川清太郎（155分の1）
存否不明
- (5) 山本鎌平（155分の1）
存否不明
- (6) 元村善平（155分の1）

- (7) 存否不明 (1 5 5 分の 1)
- (8) 川上富吉 (1 5 5 分の 1)
- (9) 川口増太 (1 5 5 分の 1)
- (10) 城戸初次 (1 5 5 分の 1)
- (11) 掛橋安吉 (1 5 5 分の 1)
- (12) 山本文藏 (1 5 5 分の 1)
- (13) 山口誠 (2 4, 8 0 0 分の 3)
- (14) 杉下吾藏 (1 5 5 分の 1)
- (15) 野下ナカ (1 5 5 分の 1)
- (16) 田口春雄 (1 0 0, 4 4 0 分の 1)
- (17) 柴文夫 (1, 8 6 0 分の 1)
 熊本市葦北郡芦北町大字湯浦 6 0 0 番地 4 3 棟
 住所不明
 ただし住民票上の住所
- (18) 富野寅太 (1 5 5 分の 1)
 熊本市若葉町 5 番 2 - 1 1 4 3
 住所不明
 ただし住民票上の住所
- (19) 杉村忠次 (1 5 5 分の 1)
- (20) 登記名義人 (亡) 大谷乙松の法定相続人
 氏名不詳 (持分 1 5 5 分の 1)
- (21) 野勢トメ (1 5 5 分の 1)
- (22) 光永松平 (1 5 5 分の 1)

土地収用法 (昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号) 第 6 6 条第 3 項の規定の趣旨に基づき上記の者に送達すべき下記更正決定書は、当収用委員会事務局 (熊本県土木部用地対策課内) において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記
 平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日付け熊収第 1 3 6 号の 2 の更正決定書 (一般国道 3 号改築工事 (南九州西回り自動車道 (2 0 工区) 「日奈久芦北道路」新設工事・熊本県葦北郡芦北町田浦字大丸地内から同町花岡字伊徳庵地内まで) 並びにこれに伴う農業用道路及び準用河川付替工事に係る土地収用案件 (熊収 2 0 第 7 号、第 8 号案件) の更正決定書)
 (注意) 上記更正決定書を受領しないときは、平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日をもって当該更正決定書の送達があったものとみなされます。
 平成 2 1 年 1 2 月 8 日

熊本県収用委員会会長 塚 本 侃

熊本県収用委員会公告第 9 号

- 公 示 送 達
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡字宇土 1 3 8 番 5 1 の土地所有者
- (1) 登記名義人 (亡) 井上サツの法定相続人
 氏名不詳 (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明
 - (2) 西福次 (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明
 - (3) 城戸敏之 (持分 1 5 5 分の 1)
 居所不明
 - (4) 前川清太郎 (1 5 5 分の 1)
 存否不明
 - (5) 山本鎌平 (1 5 5 分の 1)
 存否不明
 - (6) 元村善平 (1 5 5 分の 1)
 存否不明

- (7) 内山用作 (155分の1)
存否不明
- (8) 川上富吉 (155分の1)
存否不明
- (9) 川口増太 (155分の1)
存否不明
- (10) 城戸初次 (155分の1)
存否不明
- (11) 掛橋安吉 (155分の1)
存否不明
- (12) 山本文藏 (155分の1)
存否不明
- (13) 山口誠 (24, 800分の3)
居所不明
- (14) 杉下吾藏 (155分の1)
存否不明
- (15) 野下ナカ (155分の1)
存否不明
- (16) 田口春雄 (100, 440分の1)
居所不明
- (17) 柴文夫 (1, 860分の1)
居所不明
ただし住民票上の住所
熊本県葦北郡芦北町大字湯浦600番地43棟
- (18) 富野寅太 (155分の1)
居所不明
ただし住民票上の住所
兵庫県芦屋市若葉町5番2-1143
- (19) 杉村忠次 (155分の1)
存否不明
- (20) 登記名義人(亡)大谷乙松の法定相続人
氏名不詳(持分155分の1)
存否不明
- (21) 野勢トメ (155分の1)
存否不明
- (22) 光永松平 (155分の1)
存否不明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定の趣旨に基づき上記の者に送達すべき下記更正決定書は、当収用委員会事務局(熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成21年11月30日付け熊収第137号の2の更正決定書(一般国道3号改築工事(南九州西回り自動車道(20工区)「日奈久芦北道路」新設工事・熊本県葦北郡芦北町田浦字大丸地内から同町花岡字伊徳庵地内まで)並びにこれに伴う農業用道路及び準用河川付替工事に係る土地収用案件(熊収20第9号、第10号案件)の更正決定書)

(注意)上記更正決定書を受領しないときは、平成21年12月24日をもって当該更正決定書の送達があったものとみなされます。

平成21年12月8日

熊本県収用委員会会長 塚本 侃

熊本県公安委員会告示第17号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年国家公安委員会規則第1号)第3条第1項の規定により名称の変更届出があったので、同条第3項に基づき、次のとおり告示する。

平成21年12月8日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

法人の名称	変更に係る事項	変更前の内容	変更後の内容	変更しようとする年月日
社団法人熊本犯罪被害者支援センター(平成15年4月1日に社団法人熊本犯罪被害者支援センター)	名称	社団法人熊本犯罪被害者支援センター	公益社団法人くまもと被害者支援センタ	平成21年12月1日

という名称で設立された 法人をいう。)			一	
------------------------	--	--	---	--